

総務常任委員会

(平成29年8月9日)

○ 村山繁生委員長

今日は、まず休会中の所管事務調査として、入札制度についてを取り扱います。所管事務調査終了後、7月3日に開催されました議会報告会でいただいたご意見等について、確認と整理をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、休会中の所管事務調査といたしまして、入札制度についてを取り扱ってまいります。まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 辻総務部長

おはようございます。委員長からございましたが、本当にお暑い中、また、お忙しい中、入札制度について場を設定していただきましてありがとうございます。

入札制度について、これはもう総務委員会の中でも27年度あるいは26年度も本当にご無理をお願いしてご議論賜りました。

入札制度、完全なものとは思っておりません。公平、公正、平等、また、競争性、このあたりで公共工事の品質、いずれにしても市民サービス、財産にかかわる大事なものでございますので、よりよきものの追求ということで考えたいと思っておりますし、どんどん見直していきたいと思っております。

そのような意味でこの貴重なお時間、設定していただきまして、今後も参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

それでは、まず、説明を求めます。

○ 駒田調達契約課長

おはようございます。調達契約課長の駒田です。よろしくお願いいたします。

それでは、タブレットのほうで02総務常任委員会、続きまして、06の平成29年8月9日、02の総務部というのを開きください。

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

どうぞ。

○ 駒田調達契約課長

それでは、総務常任委員会所管事務資料、入札制度についてご説明をさせていただきます。

それでは、タブレットの9分の3というページからご説明のほうをさせていただきます。

入札制度について、1番は最低制限価格制度についてというところでご説明のほうをさせていただきます。

入札制度の透明性、公正性を高めるために、平成15年度から最低制限価格制度のほう、入札に参加する方のほうから立会人さんを3人選出いたしまして、そちらでくじ引きによって率のほうを決定するという方式を平成15年度に採用いたしました。

それで、しかしながら、そのくじによる最低制限価格の率というものに根拠がなくて、最低制限価格を下回るという参加者の方が多くみえたというところで、業界等からいろいろお声のほうをいただきまして、平成19年度に四日市市入札制度等改善検討委員会というものを設置いたしまして、そちらで審議いただきまして、そこで入札者のする入札額の平均に一定の率を乗じて最低制限価格を算出するという変動型最低制限価格制度、こちらのほうを導入することについての提言をいただきました。

それを受けまして、平成20年度から最低制限価格の制度を変動型最低制限価格制度というものに変更いたしました。

こちらの制度というのは、実際の参加者さんの入札額によって最低制限価格のほう算出されていきますので、実勢価格を反映するという面においては有効な制度ということでされておりました。

しかしながら、四日市市においては入札の参加者数も多くて、競争のほうが多剰になってまいりまして、予想しがたい低入札の状況となったということ踏まえまして、平成22年度からは現在採用しております中央公共工事契約制度運用連絡協議会、通称中央公契連モデルと呼ばれるものに変更いたしまして、現在の制度として運用しているところでございます。

中央公契連モデルというのは最低制限価格の算出根拠——こちら後ほどご紹介させてい

たかまがすが――こちらの根拠も明らかで、全国でも多くの自治体が採用しておる制度でございまして、前制度である変動型最低制限価格制度のように低入札になることを防止できるというのでは有効な制度ということでございます。

2番に先ほどざくっと説明をさせていただきましたが最低制限価格の算出の方法の推移というところでご説明をさせていただきます。

平成15年の4月に先ほどの抽せん方式という方式になるんですが、こちらの制度は立会人さん3人によって80%から84.99%の間でくじを引いていただいて、率を決定するというやり方をしておりました。

こちらの効果といたしましては、同価格入札による抽せんというのはほとんど起こらないというところでございます。

しかしながら、ランダムで率が決まりますので、予定価格にその率を掛けるというだけになりますので、算定の根拠がなく、結果として業者さんも積算せずに、あらかじめ自分が思った率で入札額を決めるということになってまいりまして、積算しないという弊害が生まれておりました。

平成20年から21年の2年間なんですが、こちらの変動型の最低制限価格制度というのを導入をいたしました。

こちらは入札者の方の入札額に応じて一定の率を掛けて算出する制度でございます。

効果といたしましては、業者さんがそれぞれ見積もった額――実勢価格になるんですが――こちらで算出されるために実勢価格を反映した価格になっておるという制度でございます。

しかしながら、先ほども言わせていただきましたように四日市市の場合、参加業者数がかなり多くて、どうしても価格競争という面が避けられなくなりまして、結果といたしまして最終的に工事の品質低下というのも懸念されるような状況に陥りました。

最終で、こちら落札率のほう70%まで落ち込んだというところでございます。

それを受けまして、平成24年度から中央公契連モデル――現在採用しておる制度でございます――に変更させていただきました。

こちらというのは、まず、工事の積算という部分が、公共積算――国、県の積算体系をもとに行っておるんですが――こちらは主に4項目に分かれておりまして、直接工事費、次のページに行ってくださいと共通仮設費、現場管理費、一般管理費、こちらの四つで工事の積算というものが体系づくられておりまして、こちらに国、県等が調査をしたあ

る程度の率があれば業者さんの利益になるという率というのが調査のほうで出ておりますので、そちらの率を各費目の率として掛けさせていただきまして、そこから得た額が最低制限価格になるというようなものでございます。

効果といたしましては、算出の根拠が明確であって、業者も……。

(発言する者あり)

## ○ 駒田調達契約課長

済みません、9分の4番です。

課題といたしましては、現在、数量や単価のほうがホームページ等で全て公表されておりますので、こちら計算上、最低制限価格が、業者さんが算出できるというようなことで、同価格の入札が算出しておりまして、抽せんによって落札者を決定しておるという現状でございます。

あと、24年度から29年度にかけては、こちらのほう、国、県のほうが最低制限価格を算出する掛け率のほうを調査によって変動させておりますので、そちらに応じた変更のほうをかけさせていただいておるということでございます。

続きまして、3番の現在の入札状況の推移ということで5年間分つけさせていただいております。平成24年度から28年度までの建設工事と測量設計業務委託、こちら、本庁と上下水道局の分、合わせたものをつけさせていただいております。

件数といたしましては、建設工事のほうは年間約500件程度を行っておるところでございまして、落札率が平成24年度は83.5%、以下、25年度から28年度まで、最低制限価格の率を国がどんどん上げていっておりますので、それに伴って最終的に28年度は89.2%まで上がっておるところでございます。

先ほど言わせていただいた抽せんのほうですが、それぞれ、平成24年が551件に対して488件の入札件数が抽せんによって決定しておるということでございます。率にすると、88.6%が抽せんによる決定というものになっております。

以下、25年度で79.6%、26年度76.5%、27年度72.9%、昨年の28年度は83.1%の抽せんによる決定という形になっております。

測量設計業務につきましては、件数が90件から100件程度、毎年行っております。

落札率のほうはこちらも79.9%で始まりまして、こちらの三重県のほうでも先ほどの掛

け率のほうを調査で上げていっておりますので、最終的に平成28年度につきましては83.5%まで上がっておるとい状況でございます。

抽せんの件数につきましては、平成24年が79.8%でございます。それと、25年度が62.2%、26年度69.3%、27年度67.3%、28年度は64.5%という形になっております。

続きまして、9分の5、ページにすると3ページになります。

こちらに、主な工種の入札状況ということで、27年と28年度分の2カ年、こちら私どもがランクづけしておるものの3業種について抽出させていただきました。

1番は土木一式工事。こちらまず、件数といたしまして252件、28年度247件——こちら市役所と上下水道局、合わせた数でございます——入札のほうを行っております。

5000万円以上、こちらAランクというランク帯の業者さんを抽出しておるものですが、こちらが平成27年度31件発注しておりまして、落札率については86.1%、抽せんにつきまして17件、54.8%が抽せん率という形になっております。

28年度につきましては、32件の入札を行いまして、落札率が89.9%、抽せんのほうが19件で抽せん率が59.4%という形になっております。

続きまして、下の2500万円から5000万円、こちらのBランクというランク帯の発注でございます。こちらは27年度27件、28年度34件で入札のほうを行いまして、抽せん率のほうは100%となっております。

こちらは、次、1000万円から2500万円というのはCランク帯の発注でございます、こちら38件と35件の27年、28年度の2カ年行っておりまして、抽せん率のほうは27年度が97.4%、28年度は100%の抽せん率となっております。

以下、次、500万円から1000万円がDランクの発注帯でございます。こちら抽せん率のほうは全て100%と。27年、28年度合わせまして100%の抽せん率となっております。

一番最後、500万円未満。こちら、D、Eランクの発注でございますが、こちら121件、27年度行いまして、抽せん率が95%、28年度におきましては106件中105件、99.1%が抽せんで決定したという結果となっております。

全体といたしましては、落札率につきまして、27年度は84.6%、28年度88.9%、抽せん率のほうは27年度は91.7%、28年度94.3%という抽せん率となっております。

2番の建築一式工事になります。

建築一式のほうは、まず、5000万円以上。こちらAランク帯の発注でございますが、こちら27年度12件発注いたしまして落札率が92%、抽せん率のほうはございません。28年度

は、15件の発注をしておりまして、89.7%の落札率でございます。抽せんの方、こちら2件ございまして、抽せん率が13.3%ということになっております。

続きまして、1000万円から5000万円の価格帯でございますが、こちら、A、Bランクという発注帯になりまして、こちらは、27年度は19件の入札を行いまして、抽せん決定したものが2件で10.5%という率でございます。28年度は16件中11件が抽せんということで、68.8%の抽せん率。

最後、1000万円未満というのは20件中1件です。こちらが抽せんという形になっておりまして、28年度につきましては15件中5件、33.3%が抽せん決定したという形になっております。

トータルといたしましては、27年度は抽せん率といたしまして5.9%、28年度39.1%の抽せんによる決定となっております。

3番が舗装、こちら3ランクになっております。

まず、500万円以上。Aランク帯の発注でございますが、こちら21件中21件が抽せんによる決定ということで抽せん率100%、28年度につきまして29件中28件が抽せんによる決定ということで、96.6%が抽せんによる決定という形になっております。

次、200万円から500万円ということで、こちらA、Bランク帯の発注でございます。こちらは20件中20件の抽せん率、28年度につきましても同様に24件中24件が抽せんによる決定となっております。

一番最後の200万円未満ということで、こちらB、Cランク帯の発注でございます。

こちらは11件中11件が抽せんによる落札が決定、28年度につきまして16件中15件が抽せんによる決定となっております。トータルといたしまして27年度は52件中52件、100%の抽せん率、28年度につきましては69件中67件、97.1%という抽せんによる決定となっております。この入札制度の課題といたしましては、こちら、抽せんが多いという課題というものが浮き彫りになっておるという状況でございます。

続きまして、次、9分の6の方をお願いいたします。

こちら、いわゆる入札制度改善の取り組みということを抜粋で、主に予定価格でありますとか最低制限価格の推移をまとめさせていただきました。

まず、平成9年から記載させていただきまして、こちら、平成6年度から一般競争入札というのを導入しておりまして、それまでは指名競争入札で行ってございましたが、平成6年から試行してございました条件付一般競争入札を平成9年度に拡大しております。平成

10年度には建設工事の予定価格の事後公表というのを実施いたしました。

しかしながら、その下にありますように、平成11年1月以降の入札から、予定価格を探ろうとする不正な行為を防止するために、予定価格の事前公表というのに改めたところでございます。

平成11年度につきましては、予定価格の事前公表というのを継続して行っておりまして、全ての工事——10年度は抽出だったんですが——を予定価格を事前公表という形に変えさせていただいております。

次のページへ行っていただきまして、9分の7になります。

こちら、平成14年度です。

こちらは、郵便競争入札の試行と実施を行いまして、現在と同じ郵便入札制度という形をとらせていただきました。

それとあわせまして、一般競争入札の拡大ということで、建設工事におきましては50万円以上、営繕工事につきましては100万円以上を原則一般競争入札とするという形をとりまして、こちらは現在、その価格で現在も運用されておるところでございます。

平成15年度につきましては、先ほども説明させていただきましたように、抽せんによる最低制限価格の制度を導入させていただいております。

続きまして、次の9分の8、こちらのほうをお願いいたします。

こちら、平成20年度は変動型の最低制限価格を導入いたしまして、それと、現在も実施しております総合評価方式の試行を初めて行ったところでございます。

済みません、平成20年度は導入の決定をしたというところで、平成21年度に現在の中央公契連モデルの提言——四日市市入札制度検討委員会という外部の委員さんが立ち上げたものです——をいただきまして、中央公契連モデルというものの導入を決定いたしまして、平成22年度から現在の制度を導入しておるところでございます。

平成24年度から29年度までは国、県の変更にあわせて最低制限の率を変更しておるところでございます。

説明については以上でございます。

## ○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

それでは、これより皆様方からのご質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方はご発言ください。

○ 森 康哲委員

資料をいろいろ取りそろえていただいて、ありがとうございます。

一つお聞きしたいんですけど、近隣の市町の例えば同格市、津市とか鈴鹿市のこういう入札制度の推移というのはつかんでいますかね。

○ 駒田調達契約課長

近隣のほう、まず、鈴鹿市でございます。

鈴鹿市も制度といたしましては公契連モデルをしております、ただし、鈴鹿市さんの場合はうちよりも一つ公表しております。最低制限価格というのまでも入札の公告の時点で公表しておるというところで、同価格で皆さん並ばれておるという状況でございます。

津市におかれましては、こちらは計算といたしましては公契連モデルを使っておるんですが、こちらにランダム係数を掛けまして最低制限価格のほうを微増減させており、抽せんを回避しておるという状況でございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、最後に係数を掛けるやり方やと抽せんにはならないけれども、くじと同じような効果になってしまうわけですね。当たるか当たらんかというような。

実際に、最低制限価格に引っかけられない一番近いところの数字を当てるのと同じような効果があると思うんですけども、問題は、その落とした業者さんが一番適当な業者さんかどうか問題であって、今、抽せんになるということは、同じソフトを使っているから同価格が出ると。みんながそれぞれ手で、手動で計算したものであれば、そのようなことにはならないと思うんですけども、みんな同じような計算方式をもって積算を積み上げていく、そこに問題があるのかなと思うんですけども、その辺をうまくやっているような事例なんかはないんでしょうかね。

○ 駒田調達契約課長

いわゆる積算につきましては、国、県に準じた形で工事積算のほうをしております、こちらが一応、全て公表という形で、どれぐらいの数量か、例えば、U字溝であれば何m

をする、舗装であれば何㎡をするという、まず積算内訳書といわれるものを公表しておりますので、あと、単価のほうもこちらがもう三重県のほう、公表しておりますので、こちらが公表になっておる時点で皆さんがそれを見て数量書に単価を入れている時点で、おのずとちょっとその辺が予定価格から、最低制限の式も公表されておりますので、おのずとみんな並んでくるという状況でございまして、他市いろいろ調べさせていただいたんですけど、状況としては私どもと変わらない状況が多いというところでございます。

#### ○ 森 康哲委員

単価はわかるんだけど、例えば、現場管理費とかガードマンさんが1日1人幾ら、人足賃が幾らとか、その会社、事業所——その会社の規模にもよるんでしょうけど——によって単価がみんな一緒というのはちょっと腑に落ちないんですけれども、その辺、差が出るようなやり方というのはないんですかね。

#### ○ 駒田調達契約課長

先ほどちょっと具体的にお話いただきましたガードマンなんですけれども、こちらも積算の中でガードマンの積算に用いる単価というのは決められておりますので、こちらも皆さん、決められた単価でやっぱり市のほうは積算いたしますので、そちらで差が出ない。

あと、現場管理費等も率ということでもう決められておりますので、直接工事費にどれぐらいの率を掛けて現場管理費を算出するというので、積算の式というのはもう国のほうから決められますので、そちらでちょっと、四日市市だけ独自に持つというのはなかなか難しいところであるかなと思われましてけれども。

#### ○ 森 康哲委員

そうすると、そういうところで差がつかないというのであれば、例えば、平成11年に今も紹介があった事後公表、そこへまた戻したりしている自治体もあると聞くんですけれども、そういうのは四日市市は検討したことはないんでしょうか。

#### ○ 駒田調達契約課長

以前からそう動きのほう、いろいろご提言をいただきまして、調査のほうもさせていただいておるところでございます。

実際、事前公表から事後公表に変えられたというところも調べさせていただきまして、いろいろヒアリングもさせていただいたところでございます。

新潟市がかつて一番抽せん率が高いというところで取り上げられておって、そちらのほうに照会をかけさせていただきまして、そちらも今、事前公表から事後公表にしておるといふところなんですけど、結局は先ほども言わせてもらったんですけど、参考数量書と単価が公表されておるといふところで、入札の状況といたしましては事前公表していたときと、事後公表に変えた後の抽せん率のほうはほとんど変わらず、皆さんが並ばれるという状況でございます。

ほかのところも調べさせていただいたんですけれども、同じようなケースでございまして、やっぱり回避をさせるというところでは事後公表にあわせてランダム係数を用いるという自治体さんか、いずれかの二つに分かれておるといふ状況でございます。

#### ○ 森 康哲委員

そういうことであれば余り効果がないという話だと思うんですけれども、この四、五年見ても、最低制限価格制度の適用範囲のいろいろな見直しや算出方法を変更している程度で、大きく入札方法を変えているわけではないと思いますので、5年たった時点で、やはり大きく見直しをかける時期にも来ているのかなと。

これが一番いいという方法がないのはこの総務常任委員会でもずっと取り上げてきたことだと思うんですけれども、制度をやはり見直していく必要性はあると思うんですよ。その辺の考え方だけでも、部長、いかがでしょうか。

#### ○ 辻総務部長

冒頭のご挨拶でも申し上げましたがこれだという決め手というのがもう正直、課長からも申しましたが、事後公表に踏み切った自治体でも結果としては、新潟市なんかも事後公表、事前公表も余りもう変わらない状況になってございます。

片や、いろんな議論はあるんですが、抽せん率が9割というのは正常な競争が行われているのか、あるいは最低制限価格自体がいいのかと、また違った議論になってきてまいります。

ただ、そうですと、以前にあったように価格のたたき合いといいますかダンピングといいますか、それで本当に工事の品質が担保されるのか。また、公共工事に従事される労働

者の方へのしわ寄せはっていないかであるとか、いろいろな種々の問題がございます。

ただ、90%というのにこれはもうこれでいいんだという判断をしておれば全然よいものということにはなりませんので、このあたり、実は、結果として最低制限価格の修正等——委員のお言葉では微修正というお話ですが——結果として表に出てきているのはこの最低制限価格の算出率の見直しですけれども、ただ、今お答えさせていただきましたように、常に関心なり意識は持って各市の状況であるとか国の状況、そのあたりは注意深く取り組んでまいっていますので、決して現状に満足することなく、より状況によって機敏に対応していく制度である。もちろん公正性であるとか競争性、公平、平等、当然ですけれども、このあたりはそういうような思いで継続して取り組んでいく必要があるものであるというふうな認識で事務に従事させていただいてございます。今後もその意思でさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○ 森 康哲委員

そういう考え方もあろうかと思うんですけれども、以前からこの総務常任委員会で指摘をさせていただいている、例えばブロックに分ける方法を取り入れたり、今は市内全域で同じ条件で入札を実施されていると思うんですけれどもブロックに分けて入札する方法とか。なぜそういうふうにしたかというのと、やはり地元では、その工事をする現場の近くの業者であれば当然丁寧にするような工事でも、遠くの業者やと荒っぽい仕事をしてしまうと。例えば、仮設のトイレを置かずにその辺で立ち小便をしてしまうとか、いろいろな案件を以前に指摘させていただいたことがあると思います。

その辺の改善というのは全然取り入れられていないと思うので、少なくとも検討はしていただきたいですし、今後そういう四日市独自のやり方というの、中央公契連モデルプラスアルファ四日市モデルみたいなものを見出していただければなと思うんですけれども、どうでしょうかね。

#### ○ 駒田調達契約課長

以前からブロック分け等、ご指摘をいただいております。なかなか委員がご指摘されるようなことに進んでいなくて申しわけないんですけれども、なかなか地区ごとでどうしてもやっぱり発注の偏りというのがございまして、業者さんの数も地区ごとで違うという

ころがあって、なかなかブロック分けするというような、どうしてもちょっと難しいという状況であるというのが今現状でございまして、単価契約等、全市的に行っておって、全業者さんがランクなく参加させていただけるものについては当然近いところがいいということで南北という形でブロック制で北部地区であれば北部の業者さんだけ、南部地区であれば南部の業者さんだけというようなやり方をさせていただいておるんですが。一般の工事となると、一番小さい500万円以下は業者さんの数が多いので、一応発注件数も多いですし、業者さんの数も多いので、南北という形で北と南を分けさせていただいた形で発注はさせていただいておるんですが、それ以外のほうでちょっとなかなか発注の本数も限られておりまして、それに対して業者さんの数も発注件数より多いという現状がございまして、なかなか南北に分けてしまうと業者さんの参加機会というのも少なくなるので、なかなかちょっと難しいなというところで今考えておるんですけれども。

#### ○ 森 康哲委員

例えば、事業所がある地区で分けるやり方にすると、例えば中心部で事業所を構えている業者さんは土地代も事業所税も高く払っているんですね。山間部で構えている事業所さんはそれなりの、都市計画税もかかっていない。事業を運営するに当たって経費がやはり変わってくるんですよ。

そこと同じ土俵というののもいかなものかなという気もしますし、今、引っかかっているのは、市街化調整区域に違法建築で事業をされている業者がある。だけど、登録はされていて、実際に市の事業をやられていると。そういうケースが見受けられます。

これは、経営審査事項、経審と連動していない証拠だと思うんですね。調達契約課と経審が連動していれば、そういうことはあり得ないと思うんですけれども、きちっとその事業所が、所在地が合法的に成り立っている事業所なのかどうかをきちっと確認した上で入札に参加していただくというのも、これは市民にとっては大事なことなのかなと思いますし、入札の公平性というところもかかわってくると思うんですけれども、この辺の見解をお聞きしたいと思うんですが。

#### ○ 駒田調達契約課長

まず、入札の参加につきましては当然、業務許可等、あとは経営審査事項——経営審査事項というのは公共工事を受けるために必ず受審していただかないといけないというものでご

ざいまして——こちらを受審していただいて、ちゃんと建設業の許可もとっていただいて事務所を置いておるといところが前提でございます。

それで、先ほど森委員言われましたように、違法建築、そちらですとか、あとさまざまな法令あると思うんですが、そこまでの全てを網羅してここに違反しているから入札参加できないよというのは現実的にかなり困難であるといところは思っておるんですけれども。ただ、そういうところにうちに以前からお聞きして、建築指導課のほうで指導のほうをしていただきますようにこちらのほうも働きかけをしておりますので、そちらで対応していただくという形になるかと思えます。

### ○ 森 康哲委員

実際にうちの目の前で違法建築の事業所が工事をしていたからそういう指摘をしているのであって、全然、市民から問いかけられて答えられなかったと、そのときにね。

そういうことがありますので、やはり行政としては市民にきちっと答えられるようにしておくべきだと思うんです、公平性の面でね。

適正な価格で安全な工事をやっていただく、これはもう当然のことだと思いますので、その辺を改善しないと、これは調達契約課の範疇じゃないからといって切り捨ててしまうのでは、部署が違うからというのではいけないと思いますので、連動した施策をするように庁内で調整をしていただきたいと、これは要望したい、意見でと思います。

### ○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

### ○ 早川新平委員

駒田課長、先ほど今言った、森委員が指摘をした、それはうちの範疇ではないというのは、それはちょっとまずい。みんな生活かけてなりわいで一生懸命やっているのに、法的に違反をしておるやつまでうちはわからないからと、それは行政としてやったらあかんことやわ。

だから、頑張って関係部局から、横串を前から刺せ刺せと私は言っておるんやけど、真面目にやっておる人がばかを見るようなこと、それは改善をしていかないかんと思う。すごくそれは今、答弁聞いていて非常に感じたので、森委員が指摘したようなところは改善

しなきゃ、すべきやなしに、しなければならぬと私は思います。

#### ○ 辻総務部長

申しわけございませんでした。

これも意図としましては、この経営審査事項、このあたり、市単独でこうこうという部分で課長が答弁させていただいて、まことに申しわけございません。

ただ、今、早川委員おっしゃられた、部署が違うから、部が違うから、これはもうおっしゃるとおりであると思います。

それで、私どもも実は、少し課長も触れましたけれども情報を頂戴いたしまして、まずはこの庁内で情報を共有してこのあたり、こういうような情報を調達契約課がつかんだから、建築指導課ではつかんでなかったと、これはもういけませんので、この辺の情報共有を図って、それぞれでできる部分、やっぱり法的な制約もありますけれども、もし仮に都市計画法違反である、あるいは業法違反である、それは違う部署がつかんだだけだからということはいけませんので、まず、やるべきこととして、庁内で情報共有をして一体として取り組んでいくと、そういうようなことは非常に大事だと思ってございますし、今期についてもその辺の状況、やっておりますが説明不足でまことに申しわけございませんでした。

#### ○ 早川新平委員

ぜひお願いします。

別に責めているのではなしに、そのことは、正直やっている者がばかを見るような社会だけにはしてほしくないということ。

続けてよろしい。

#### ○ 村山繁生委員長

はい、どうぞ。

#### ○ 早川新平委員

入札制度は森委員が先ほどおっしゃったけど、四、五年前もずっと言っていて、答弁も一緒なんだけど、確かに理事者側から難しいところもあります。

抽せん率をとりあえず減らそうということで努力してやっているんやわな、事前、事後、それから、公契連。やっていてもいろいろ改正を加えてよりいいものにしていこうとしているんやけど、この9分の5の3ページのところで見てみると、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事の中で、抽せん率だけ見ると、土木一式工事は500万円から2500万円までは100%なんやわな、28年。逆に、建築の場合は、33.3%から頭で68.8%、それから、舗装になるとまた100%、特に27年なんか100%で先ほど積算根拠がどうのこうのと言っていたのがあるんやわね。

これ、抽せん率を下げる場合に建築一式工事は抽せん率は非常に落ちる、3分の1ぐらいあるいは半分ぐらいと。だから、ここに何か、僕は抽せんを回避するだけなら、この解析はされたことありますか。

#### ○ 駒田調達契約課長

済みません、ちょっと説明不足で申しわけないです。

先ほど、土木のほうは単価も公表されておるといふところですけども、建築のほうはかなり多種多様にありますので、全てが公表されておる単価ではなくて、別に見積もりをとっておる部分があって、そちらの部分のわかりにくいというのもございます。

ただ、今一番抽せん率が低いと、建築のほうの低いというのは参加業者数が一番の違いなのかなというところで私どもは捉えております。

例えば、土木、舗装であれば、1個の入札で20社程度の応札者がございます。建築につきましては、28年度ですと4社程度、一つの入札で。こちらが、やっぱり入札の数が違って、要するに競争率が激しくなって最低制限を狙いに来るといふ業者さんが多いのかなと。土木、舗装の場合は、このように思われます。

#### ○ 早川新平委員

ある程度は理解できましたけど、逆にいうと、建築が少ないというのは、4社、5社で順番に回しておるなという勘ぐることもできるわけやな。

だから、抽せん率を下げる、行政としては税金を使わせてもらうんやからできるだけ安くいいものをつくる。業者としてはできるだけ仕事があるように。ここで一番問題になるのはなりわいとしている者は、運任せの抽せんであることにちょっと問題あるんやわな。

だから、先ほど総合評価制度を入れたとか、いろんなどころがあるんやけれども、それ

は常に、入札制度というのは皆さん、全国で苦勞しておるように、これというものがありませんよね。

だから、小手先でいろんなことを考えているんやけれども、そうすると、実績でいくとずっとやっている業者さんはええけれども、新規のところは逆に入れないと。これは入札とはまた次元の違うところでいろんな問題があるので、画期的なものがない。ということは、今、南北で分けているとか、5年ぐらい前に森委員が指摘したように、仕事の量は違うし、ブロック別に分けるということは、業者さんの数も違うということはわかっていると、前も説明受けたんだけど、これをできるだけ下げるのであれば、そういうことも一考されたら、私はいいのかなと。

もう頭からだめやなしに、この実績、この実態を多少なりとも変えるのであれば、抽せん率というもの、もうなりわいとして運任せというのは。先ほど係数をランダムに掛けると、これも抽せんなので、くじやでさ、そうすると、私らの知っている業者さんでももう公共工事からはできるだけ手を引いていかんことにはというところ——そっちもつかんでみえると思うんだけどもな——そういったところはやっぱり考えてもらわんと、多分、来年も再来年も同じなような。たしか五、六年前にも入札制度をずっと総務常任委員会ではやっているんやけど、解決策、特効薬がないのでね、国も中央公契連モデルでやっても、これが全てかということ、やはり事前も事後も含めて、何がいいかというところは確かに本当に非常に難しいところはあるんやけれども、まず、抽せん率をなしにしようとか、ここの項目だけを変えていこうとか、それがいいか悪いかは別として考えていかんと、我々、業者から聞いているのも、PFIは基準まではええけれども、そこから上の余裕がないと。昔はそういう建て方はしていなかったんやけど、PFIでは指定されたことだけを、強度を例えば震度7まで、じゃ、震度7.5になったらもう倒れる可能性あるよという、業者の実態もあるのでね。

だから、特効薬がないからこういうことをずっと所管事務調査でやらんなあかんところもあるんやけれども、四日市モデルというのを逆に私はつくっていただきたいなと。当然つくっていただいているんやけれども、いろんな指摘の中で何を基準で改善していくかということだけをやっていかんと、トータルで直すというのは非常に難しいことやなと。これは意見でいいんだけど、考えていただきたいなというふうに思っています。

以上。

○ 村山繁生委員長

答弁、よろしいか。

○ 早川新平委員

結構です。答弁は出ない。

○ 村山繁生委員長

他にいかがですか。

○ 中川雅晶委員

これはずっと議論されていて、この中身もそんな詳しくはないんですけど、確かにベスト・オブ・ベストはないというところで、ただ、この入札制度の観点としては、もちろん品質は担保しなきゃいけないですし、それから、今、業者の経営であつたりとか労働環境はどうなのかというところも重視している部分もあるし、何よりも行政としては、行政職員とその業者の関係性、それは事後がいいのか事前がいいのかというところで、今は事前で、なるべく職員との変なおつき合いとかというのを抑制するというところでは一定の効果はあるのかなと。

その辺のバランスをどうとっていくのかというところが大切なのかなというふうにさっきもお伺いして思っていたんですけど、例えば一定の工事が終わって、その工事の品質であつたりとか、実際に労働されている労働環境はどうなったのかとか事後の検証とかというのはもちろん調達契約課ではないのかもしれないですけど、どういう形でそれが次にフィードバックされるとかというような、要はシステムの構築をされているのかどうかというところと、僕はこの制度というのはあんまりずっと同じことを続けてくると必ずほころびがあるので、いかに、ある一定のベースを変えずに、少しマイナーチェンジをしていくか。今回は仕様どおりに労働の中身が本当にちゃんとされているのか、また、こちらが求めているような時代に応じた労働環境でやっているのかどうかとか、また、その品質はどうなのかとか、少し注意するところをマイナーチェンジしていくとかということも、不正が行われれないといふかなるべく公平性であつたりとか公正性を担保していくという一つの方法かなとも思うんですが、その辺はいかがですかね。

## ○ 駒田調達契約課長

いわゆる工書の品質でございます。こちら、検査室のほうで工事が終わった後に工書検査をして、こちらで評定のほうをつけさせていただいて結果を出しておるという形でございます。

それと、あと、労働環境につきましては、私ども平成26年度から公契約条例のほう制定もしております、こちら1億円以上の工事になるんですがこちらについては、労働環境チェックシートというのを出していただきまして、元請さんから下請さんも全て携わっていただいた業者さんが、どういう報酬で幾らの賃金を払っているかというところにチェックをさせていただいて、当然、低い賃金であれば聞き取りもさせていただいて、是正なら是正のほうをさせていただくという形をとっているところでございます。

## ○ 中川雅晶委員

検査室のその検査の内容とかというのが本当に適切なのか、どの程度の検査をされているのか、業者の言ったことを聞き取りして、ああそうですねと一定のところをされているのか、もう少し例えば、先ほど指摘されていた部分まで浮き彫りにできるほどのものなのかどうかということも含めて、どうなのかということも今後検討していかなきゃいけないのかなという部分も感じたところがありますし、先ほど、1億円以上のところにはこういうような形で条例に基づいて公表であったりとか報告義務を課しているところなんですけど、本当に実態的にどうなるかということも難しいですよ。

どこまで求めて、どこまでそれにちゃんと実態的に応じられるかということもなかなか難しいのかなと思いつつ、私も監査のときに、工事監査するときに、少し専門家の方に来ていただいて、その工事が例えばどうかというのをされて、その工事技師さんの報告に基づいて適切にされているとか、業者によっては高圧的な業者で職員の方が困っているとかという、いろんな浮き彫りのところが発見されたりとか、いろいろ業者の間での競争の部分と、業者と行政の部分とか、うまく風通しのいいような方法を考え続けることしかなかなか今のところはないのかと思って聞いていました。

もう、意見だけでいいですわ。

## ○ 村山繁生委員長

他にいかがですか。ありませんか。

○ 笹岡秀太郎委員

入札制度の改善の取り組みというのを年度別に抜粋で書いてもらってありますが、当然抜粋やから細かいことまでは出てこないという理解の上で確認するんだけど、中間支払方式を導入したのはいつから。

○ 駒田調達契約課長

中間前払金は、昨年度から導入をいたしております。

○ 笹岡秀太郎委員

28年やね。これは大きな改革やから載せやなあかんよな、載せたほうがええよな。

○ 駒田調達契約課長

済みません、抜粋ということで申しわけないです。

○ 笹岡秀太郎委員

抜けておってもしょうがないにしても。

それから、同じく、28年度やったかなと思うんやけど、中央緑地体育館の契約がECI方式でやられましたよな。これも新しい契約方式で今までなかったことやし、国土交通省も市町の実例として四日市を上げておるんやから、これは抜粋から抜いたらあかんわなと思うんやけど、その辺は、部長、どうなんやろう。

○ 辻総務部長

済みません、非常に大きなもの、特に初めてのECI、もちろんこれが抜けていたのはおわび申し上げます。

ただ、1点だけ、全てECI方式が正しいかというのはきちっと評価していかないといけないと思うんです。例えば、ああいう期限が迫っていて単価とか労務単価が上昇傾向のとき、情勢によって、全ての建築工事、例えば1億円だとかも全てだというと、それはそれでやはりその地域の事業者さんであるとか労働者、その辺もトータルで見ると判断していかないといけないかなというのはECI方式に対する所感でございますが、ただ、この資

料から、大きな導入でございますので、これが抜けていたことはおわび申し上げたいと思います。

以上でございます。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

水戸市も同じ契約方法で進めていらっしゃるからあれやけれど、やっぱり国がせっかく上げておる以上、評価しているのにどうかなと。それと、CM方式のプラスのやり方ということでやはり評価対象になっておるはずやから、ぜひ載せてください。

それから、業者育成の視点がちょっとなかなか見えない部分があるんやけれども、基本的な姿勢として、制度でどうやって業者を育てていくかという、何か基本理念というのがあったら教えてください。

#### ○ 駒田調達契約課長

まず、大きなところでやっぱり市内業者さん、それはもう四日市市内業者さんのほうで、市内業者でできるところは全てやっぱり市内業者さんでやっていただくという形で入札制度のほうをつくっておりまして、昨年度ですとほぼ92%はもう市内業者さんでやっていただくという形で、できれば、大きな工事でもできるものであれば一部、分割発注するなりでも、市内に発注できるような形で発注のほうを考えておるところでございます。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

この制度の公平性、それから、透明性を高めるというのは一番の目的とは思いますが、その前にあるのはやはり業者育成という視点を絶対忘れずにやっぱり制度改革も進めていただければなという思いもしますので、意見として。

#### ○ 村山繁生委員長

いろいろな意見をいただきました。

#### ○ 早川新平委員

ちょっと教えてください。

最低制限価格の算出方法が変更になっておるんやけれども、直接工事費と共通仮設費と。

共通仮設費ってどういうものなのかちょっと教えてください。勉強不足で申しわけない。

○ 村山繁生委員長

共通仮設費とは。

○ 駒田調達契約課長

足場とか、そういうようなものの、ちょっと詳しくは一度また資料のほうで、どういうもので組み立てておるかという積算の定型がありますので、そちらをまたお持ちさせていただくという形でもよろしいでしょうか。

○ 早川新平委員

よろしいよ。仮設費だけならわかるんやけど、共通がついておるで、これ何かあるのかなと思って、それでちょっとお伺いをいたしました。

また後で、資料で結構です。

○ 村山繁生委員長

それは、また資料を皆さんにお願いします。

他にいかがでしょうか。

○ 森 康哲委員

プロポーザルのことをお聞きしていいですか。

河川工事なんかよくあるんですけども、最初に、予定価格、工期で落札して、変更がありますよね。変更の金額によっては議会案件にもかかってくることもあるんですけども、土木やと何千万円というのは、変更金額が決まっておるはずなんですけど、その辺ちょっと教えていただきたい。

○ 駒田調達契約課長

まず、変更契約ですけれども、当初に1億5000万円以上の工事、こちら、議会のほうでご承認をいただいて契約という形になります。その後、変更契約については5000万円以上の変更額が超えればもうまた議会のほうでご議決をいただきます。それ未満の変更であれ

ば報告という形でさせていただいておるところでございます。

## ○ 森 康哲委員

そうすると、5000万円以下やと議会案件にはならないからスルーされると、事後報告になるということなんですけれども、その金額に当てはまっているところで、お尻が決まっている工事で、工期があって、それに地元調整が必要なはずなのに、地元にも諮らずに進めてしまった案件があるんですね。

そのときに限って事故が起きる。護岸が崩れてしまったわけですね。延長した期間に、予定にはないところが崩れてしまったんですけど、本来、工期の中でおさまっていれば、次やる場所、次に予定されていた箇所が崩れてしまったと。

そういう案件があって、私は不思議に思ったのは、その崩れた後の対処で、崩れた当日も全然パトロールもしていないし、崩れたよという連絡を事業所に入れようとしても事業者連絡が4時間以上とれなかった、そういう事業者に対して点数が何点ついているか、それ見て僕びっくりしたんですけど、まず、工期変更があって、予定でおさまっていれば崩れなかったであろう箇所の対応が、その事業所が地元対応から災害復旧対応から全然評価できないような感じを私は受けたんですけど、検査官はどうも違ったらしいと。その点数は84点だったんですね。84点やとまた優良工事者表彰の対象になるんです。それでまたプラス加点がもらえて、プロポーザルでは優位に働くんですね。そういうことがまかり通るのかなと。

そういうところは改善していかなあかんと思うんですけど、そういう意味でプロポーザル方式であっても、検査室との連携というのは大事やと思うんです。

何度も今まで言っているように、一般競争入札においても検査室との連携は大事ですし、やっぱり縦割行政ってすばんと切ってしまうのではなくて、常に連携をとって情報交換ができるようにする体制の確立をやっぱりしていかなあかんと思うんですけど、その辺をもう一度お願いしたいと思うんですけど。

## ○ 駒田調達契約課長

総合評価方式につきましては、こちらは私どもが単独でやっておるというわけではなくて、先ほど森委員にご指摘いただいた検査室も入ってという話をお伺いして、実際に入札の発注を私どもがして、中で技術評価——評価点をつける、提案の点をつけるとか——そ

ういう技術審査会というのを各工事の発注件ごとにあって、そちらを検査室が委員長となって工事担当課と検査室のほうで総合評価の技術点と言われるものを算定しておるというところで、私ども、一応連携とるような、総合評価についてはやっておるところでございます。

#### ○ 森 康哲委員

災害時の対応で、協定を結んでいると思うんですけども、協会と結ぶ場合と事業者単独で結ぶ場合とあるんですね。

だけど、本来なら協会に連絡が行ってしかるべきところが、単独の事業所へ行ってしまうと。崩れた原因者かもしれない、まだ疑問符がついている段階でその事業者に行ったということが私は非常に疑問だったので、その辺の改善は必要なのかなと思うし、もう一点は以前から提案している、例えば消防団員を輩出している事業所に対しての入札の加点、税制優遇というところもあると思うんですけども、その辺の考え方、部長、どうですか。

#### ○ 辻総務部長

この点については、昨年度、一般質問でも消防長が議場ではお答えをさせていただきましたけれども、その後も実際、長野であるとか他県の状況も今年度に入っても一応調査をさせていただきます。

若干状況が違うところもあるのかなというところもありますけれども、このあたり、関心を持っていきたいとは思っております。

ただ、直ちに今年度何月からこれを優良事業所として――表彰というのは別ですけども――入札にダイレクトに関連するかというまでのまだ判断はしかねておる状況ですが、ただ、制度なり状況なり、長野が入れた思いであるとか、そのあたりは把握に努めておるところでございます。

#### ○ 森 康哲委員

ぜひ、たしか愛媛のほうもそういう制度を取り入れていると思いますし、全国で事例はたくさんあると思いますので、その辺を参考にさせていただいて、早急に取り組んでいただきたいと思いますし、昨年の雪害のときの対応も、菰野町は非常に業者さんとの連携がスムーズで、協定どおりの雪の除去ができています。

四日市は何日もかかって、ごみの収集には特に苦勞されていたと思いますし、子供たちの学校の登下校もかなり安全対策が疑問だったというふうに思っていますので、その辺、もう一度、危機管理監とも連携をして、業者さんとの協定、ふだんからのそういう入札にかかわる部分からのおつき合いというのも大事な部分やと思うので、総合的にやっぱり検討を進めていただきたいと思います。

これは要望です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

さっきの四日市市公契約条例の対象についてなんですけど、業務委託契約は予定価格1000万円以上ですよね。工事請負契約については1億円以上になっているので、この辺が、1億円に設定されているというのは、条例の制定時のどのような意図で1億円以上の業者に絞っているのかなというところをちょっと教えていただけますか。

○ 村山繁生委員長

1億円の根拠ですか。

○ 辻総務部長

公契約条例につきましては、千葉県野田市が一番初めだったんですけども、この議論のときに最低の労働報酬下限額というんですけども、公共工事で幾ら以上労働者に最低の単価を払いなさいよというふうな条例で規定している自治体、また、それは法的には、例えば最低賃金法であるとか、それぞれ国民の労働契約であるからそこまで立ち入るのはいかがなものか、いろいろな議論がございました。

当時、私どもがこの条例でご説明申し上げたのが、たしか十数自治体だったやに思います。労働報酬下限額をしたところも、先行のところは入っていたんですが、いろいろ問題があってというので入っていないところもございました。

その中で、私どもはその下限額を入れずに制定したところなんですけど、ただ、その中で

——これは共通して入れてあるところも全てですけども——この条例の考え方については全ての事業所です。ただ、報告を義務化といいますか求めるのが今1000万円なり1億円というふうにつけました。

それはなぜかと申しますと、先行の事例もそうですし、実際、小口のところまで入れますと、ものすごく作業量であるとか事業所さんに負担を招くということがございます。

そのようなことで、下限額を入れたところもそうですし、入れていないところもそのあたりのバランスを先行自治体に見たところがございます。

ただ、条例の趣旨は全部の契約、ただ、報告を求めるのは一定その額。ただ、1点、1億円以上だとほとんどないではないかというご指摘もあったんですけども、大きな工事ですと建設の特徴で、重層構造と申しますか、ものすごく裾野が広がって、事後の労働者の方まで行っています。

今、報告の内容を見ていますと、確かに最低の額は、例えば、とび、土工だと幾らですか、交通誘導員、最低は幾らを払っていらっしゃいますかと報告が来ています。これはなぜ単価と差が低いのかというのを見ていますので、そのあたりでは効果があるのかなと。

現に、最低賃金法とあわせてどうなのという指定もしたところもありますし、労働基準法36条の36協定というんですが、一定、労働者の数がふえると36協定は必須なんですけど、ちょうど事業拡大していらっしゃる業者さんで、これを受けると事業者がふえるとなると、この制限にかかりますよという指導もできるようになりましたので、この面でもかなり効果があったというふうに考えております。

ちょっとお答えにはなっていませんが、そのあたりのバランスを見て決めたということでありまして、額が高いから意味がないではないかという面では重層構造の中で現に適用されていますので、その辺でご理解いただきたいなというふうに思います。

## ○ 中川雅晶委員

これ、見せていただくと労働環境チェックシート、さっき言われたように、36協定のこともチェック項目に入っていますよね。賃金台帳の出勤簿の整備とか、結構細かいところまで。あと、時間外、休日等の割増賃金であったりとか、多分そういう労働条件とか労働環境とかというのを、今回もチェックをされているという部分で、先ほど、やっぱり1億円以上となると業者というか業種であったりとか業者であったりとか、ある程度決まってくるので、例えば、こういう市内の業者を育成するという角度からも少し、何百万円の

事業に全部とかということじゃなくて、先ほどの報告の中に、少なくとも5000万円以上の部分も少し対象にしていくとかというのも一つの考え方ではないかなとは思いますが、その辺でよしとかというのはあるんですかね。

#### ○ 辻総務部長

この条例の中では、同じく公契約審議会というのを設置、必置規定がございます。

この中で、この条例の趣旨をよりよくするというので審議いただくことになりますので、今、ご指摘の面も踏まえてご議論いただくテーマの重要な一つであるかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

#### ○ 中川雅晶委員

ぜひ、こういう建築業界というところのやっぱり労働環境というのも、やっぱり少し時代的にはおくられている部分があったりとか、今労働者不足というのもあって、なかなか若い人たちがここへ選択しないとかというところもあるので、これから、女性であったりとか若い人たちがこの業種に選択をされて、その中でもしっかりと労働条件、労働環境を整えるという意味でも一つの策ではあるかなと思うので、ぜひ、その辺も、これ公契約審議会のほうに提案いただきますようお願いをしておきます。

以上です。

#### ○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

入札監視委員会はどういうふうに動いてもらっておるの。

#### ○ 駒田調達契約課長

入札監視委員会は、年に4回、四半期ごとに1回、四半期ごとの入札の落札率であるとか、先ほど言わせていただいた抽せん率であるとか、その辺のご報告をさせていただきます

して、また、その四半期にやった大きな工事とか、あと、当然制度改正もそうなんですが、これらを含めて、ご審議のほうをいただいておりますというところでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

そのあたりの審議された資料というのはなかなか総務常任委員会に報告はなかったのかなという思いがするんですけどできたら、今年度、開催されると思うんですけど、その4回やった分、総まとめみたいなものを可能であれば、一度総務常任委員会に出していただけるのであればどこかの時点ですべて出していただければと思うのが1点。

それから、何遍も言うけど、これ、公共工事入札の適正化を推進させる法律で平成15年に設定されたんやわな。これ、15年見てもないんやわな、入札監視委員会導入というのが書いていない。そういう基本的なことをもう少し丁寧にやっぱりやっていったほうがいいかなという思いがするので、指摘だけしておきます。

○ 村山繁生委員長

その辺、いかがですか。

○ 笹岡秀太郎委員

以上です。特に要りません。

出るかどうかだけ。

○ 村山繁生委員長

その報告書出せるんですか。

○ 駒田調達契約課長

議事録等をつくっておりますので、その辺の報告もできます。いつの時点でもよろしいですか。

○ 村山繁生委員長

いつがよろしいか。

○ 笹岡秀太郎委員

年4回でしょう。

そうすると、4回でまとめの何かがあると思うので、年度末になるの、これいつも報告、  
どういうふうにしておるの、まとめは。

○ 駒田調達契約課長

いつも、まとめという形ではなくて、その回ごとの議事録という形でおつくりさせていただいております。

○ 笹岡秀太郎委員

委員長にお任せしますので、後刻、調整しておいてください。

○ 村山繁生委員長

わかりました。

じゃ、また、その点はまた相談させていただきます。

他にいかがでしょうか。

ありませんか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

委員の皆さんからいろいろな意見をいただきました。

特効薬がなかなか難しいと思いますけれども、やはり業者の育成とか公平性、特に森委員から指摘のあった違法業者と、そんなものについては本当に庁内連携してしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、他にご質疑もないようでございますので、本件につきましてはこの程度といたします。

本日はお疲れさまでした。

理事者の皆さんはちょっと退席ください。

委員の皆様はちょっとお残りいただきたいと思います。

それで、委員の皆様お願いいたします。

この入札制度についてはもう何年間にわたっていろいろ議論していただいておりますが、今回、きょうやりましたけれども、今回をもってこの入札制度については終結するのか、それともまた様子を見て継続していくのか、これを決めてくれというふうに言われておりますので、これはいかがいたしましょう。

○ 森 康哲委員

先ほど笹岡委員のほうからもあった入札監視制度の報告の件もありますので、継続という形で報告を受けて、それでまとめに……。

○ 村山繁生委員長

まあ、終わりはないですわな、これ。

じゃ、一応、継続という形でよろしいですかね。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

では、そうさせていただきます。

それでは、続きまして、その他で議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見についてでございますが、タブレットにあります。

その他のところに入っています。

これは、全てその他の意見として整理いたしました。

そのうち、ナンバー1につきましては危機管理監、ナンバー17につきましては教育委員会に意見を伝えるものとして整理しておりますが、このように整理させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

何かありましたらまた言っていただきたいと思います。それでは、この内容で議会運

営委員会のほうに報告させていただきますので、よろしく願いをいたします。

じゃ、本日は以上でございます。お疲れさまでした。

11 : 18 閉議